

## 山梨県社会福祉法人経営青年会運営要綱

### (設置)

第1条 本会は、山梨県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）会則第5条に基づき設置する。

### (名称)

第2条 本会は、山梨県社会福祉法人経営青年会（以下「本青年会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 本青年会は、山梨県下の社会福祉法人及び社会福祉施設に従事する青年経営者の資質向上のため、社会福祉施設経営に関する調査、研究を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 本青年会は、前条の目的達成のために以下の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための事業
- (2) 社会福祉法人・施設における経営、財務、労務等諸問題に関する研究
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽及び交流
- (4) 全国社会福祉法人経営青年会（以下「全国経営青年会」という。）活動への協力
- (5) その他、本会目的達成のための事業

### (会員)

第5条 本青年会の会員は、県経営協に所属する社会福祉法人の理事及び理事長の推薦を得た者とする。

- 2 本青年会への入会は、所属法人理事長の推薦を得て申込みにより入会する。
- 3 本青年会の会員は、満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。
- 4 本青年会の会員が退会しようとするときは、文書をもってその旨を届けなければならない。

### (役員)

第6条 本青年会に次の役員をおく。役員は会員の中から総会において選出する。

会長 1名 副会長 1名 幹事 若干名

- 2 会長は、本青年会の設置趣旨に基づき会全般を掌握する。
- 3 会長は、全国経営青年会の県選出委員とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 幹事は、本青年会の企画、立案、運営にあたる。

### (任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (経費)

第8条 本会の経費は、事業実施の都度徴収し、これに充てる。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本青年会の運営に必要な事項は、会長が定める。

この要綱は、

- 1 平成20年5月28日から施行する。
- 2 平成25年5月21日から施行する。
- 3 平成26年5月21日から施行する。